

お詫び

第二種原動機付自転車（車体に 125cc 表示、ナンバープレートはピンク色）のお客様から、「このタイプのバイクでは伊吹山ドライブウェイの通行ができないゆえの案内がホームページ等に無い。」との苦情をいただきました。

当社といたしましては、（道路運送車両法で自動車の区分となる）二輪自動車（実質の排気量 125cc 以上の二輪車）を、自動二輪車と区分し運営をしてまいりましたが、お客様からのご指摘にもありましたとおり、道路交通法の自動二輪車とはその車両区分が異なる為、一般のドライバーやお客様にはわかりにくく、明確性を欠いておりました。誠に申し訳ございませんでした。

また、伊吹山ドライブウェイ自体が一般自動車道の自動車専用道路であることの標記もなく、この点につきましても不明確であり、お客様に誤解をあたえておりましたことを合わせてお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが無いように、誠心誠意、事業の管理運営に努めてまいりますので、引続きご愛顧下さいます様お願い申し上げます。

日本自動車道株式会社
伊吹山ドライブウェイ事業部
事業部長 上野茂樹

以下に謹んで、伊吹山ドライブウェイの道路形態と、車両区分につきまして標記させていただきます。
ご来場の前の下調べのご参考としていただければ幸いです。

【道路の形態】

伊吹山ドライブウェイは、一般自動車道事業の有料道路であり自動車専用道路です。

【車両区分】

車両区分につきましては、道路運送車両法に基づく車両区分で管理、運営をしております。

従いまして、伊吹山ドライブウェイを通行可能な車両は「自動車」であることが必要で、二輪車の取扱いにつきましても、道路運送車両法上の車両区分で自動車となる 125cc 以上の排気量の車両であることが必要です。

ナンバープレートがピンクや黄色のバイクでは通行することができません。

道路交通法で管理されている自動車運転免許証では、上記の二輪車を運転するのに必要な免許証は小型自動二輪運転免許証で、自動二輪という語句が使用されていますが、伊吹山ドライブウェイの車両区分として適応している道路運送車両法では、車両自体は（第二種原動機付自転車）であり自動車ではありませんので、伊吹山ドライブウェイを通行していただくことはできません。お間違いの無いようにご注意願います。